(1) 内容の「A体つくり運動」から「H体育理論」までの領域については，次のとおり取り扱うものとする。

ア　「A体つくり運動」及び「H体育理論」については，各年次において全ての生徒に履修させること。

イ　入学年次においては，「B器械運動」，「C陸上競技」，「D水泳」及び「Gダンス」についてはこれらの中から一つ以上を，「E球技」及び「F武道」についてはこれらの中から一つ以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。その次の年次以降においては，「B器械運動」から「Gダンス」までの中から二つ以上を選択して履修できるようにすること。

(2) 内容の「A体つくり運動」から「H体育理論」までに示す事項については，各年次において次のとおり取り扱うものとする。

ア　「A体つくり運動」に示す事項については，全ての生徒に履修させること。なお，(1)のアの運動については，「B器械運動」から「Gダンス」までにおいても関連を図って指導することができるとともに，「保健」における精神疾患の予防と回復などの内容との関連を図ること。(1)のイの運動については，日常的に取り組める運動例を組み合わせることに重点を置くなど指導方法の工夫を図ること。

イ　「B器械運動」の(1)の運動については，アからエまでの中から選択して履修できるようにすること。

ウ　「C陸上競技」の(1)の運動については，アからウまでの中から選択して履修できるようにすること。

エ　「D水泳」の(1)の運動については，アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。なお，「保健」における応急手当の内容との関連を図ること。

　また，泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお，入学年次の次の年次以降は，安全を十分に確保した上で，学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること。

オ　「E球技」の(1)の運動については，入学年次においては，アからウまでの中から二つを，その次の年次以降においては，アからウまでの中から一つを選択して履修できるようにすること。また，アについては，バスケットボール，ハンドボール，サッカー，ラグビーの中から，イについては，バレーボール，卓球，テニス，バドミントンの中から，ウについては，ソフトボールを適宜取り上げることとし，学校や地域の実態に応じて，その他の運動についても履修させることができること。

カ　「F武道」については，柔道，剣道，相撲，空手道，なぎなた，弓道，合気道，少林寺拳法，銃剣道などを通して，我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること。また，(1)の運動については，ア又はイのいずれかを選択して履修できるようにすること。なお，学校や地域の実態に応じて，相撲，空手道，なぎなた，弓道，合気道，少林寺拳法，銃剣道などについても履修させることができること。

キ　「Gダンス」の(1)の運動については，アからウまでの中から選択して履修できるようにすること。なお，学校や地域の実態に応じて，社交ダンスなどのその他のダンスについても履修させることができること。

ク　「H体育理論」については，(1)は入学年次，(2)はその次の年次，(3)はそれ以降の年次で取り上げること。その際，各年次で6単位時間以上を配当すること。

(3) 内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域及び運動については，学校や地域の実態及び生徒の特性や選択履修の状況等を踏まえるとともに，安全を十分に確保した上で，生徒が自由に選択して履修することができるよう配慮するものとする。指導に当たっては，内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域については，それぞれの運動の特性に触れるために必要な体力を生徒自ら高めるように留意するものとする。また，内容の「B器械運動」から「F武道」までの領域及び運動については，必要に応じて審判の仕方についても指導するものとする。また，「F武道」については，我が国固有の伝統と文化により一層触れさせるため，中学校の学習の基礎の上に，より深められる機会を確保するよう配慮するものとする。

(4) 自然との関わりの深いスキー，スケートや水辺活動などの指導については，学校や地域の実態に応じて積極的に行うことに留意するものとする。また，レスリングについても履修させることができるものとする。

(5) 集合，整頓，列の増減，方向変換などの行動の仕方を身に付け，能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導については，内容の「A体つくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行うものとする。

(6) 筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動などを通して，コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し，主体的な学習活動が充実するよう配慮するものとする。

第2　保　健